

別表六(二十五)

「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(二十五)

令六・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否						
事 業 種 目	1					
資 産 区 分	2					
種 類	3					
構造、用途、設備の種類又は区分	4					
細 目	5	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取 得 年 月 日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	7	円	円	円	円	円
取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	8					
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
差 引 改 定 取 得 価 額	10					
(7) - (8)						
法 人 税						
(9)のうち(6)が令和5年3月31日以前あるものに係る額の合計額						
同上のうち条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備に係る額	11					
(9)のうち(6)が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間であるものに係る額の合計額	12					
同上のうち条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備に係る額	13					
(9)のうち(6)が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間であるものに係る額の合計額	14					
税 額 控 除 限 度 額	15					
$((10) - (11)) \times \frac{15}{100} + ((11) + ((12) - (13))) \times \frac{9}{100} + (13) \times \frac{5}{100} + (14) \times \frac{3}{100}$						
機 械 設 備 等 の 概 要						

「20」欄

認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の6第2項」

② 「区分番号」欄：「00655」

③ 「適用額」欄：「20」欄の金額

当 期 税 額 基 準 額	17		
$(16) \times \frac{20}{100}$			
当 期 税 額 控 除 可 能 額	18		
((15)と(17)のうち少ない金額)			
調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額	19		
(別表六(六)「8の⑨」)			
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額	20		
$(18) - (19)$			